

子育て支援の充実

(単位:千円)

| | | | | | |
|-------|--------------------------------------|------|----|----------|-------|
| 事業名 | 障害児通所給付費(民間事業所利用者負担軽減分・居宅訪問型児童発達支援費) | | | 区分 | 新規 |
| 事業費 | 担当部局・所属 子ども家庭部 | | | 発達支援センター | |
| | 財源内訳 | | | | |
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
| 1,731 | 350 | 175 | | | 1,206 |

<事業の概要>

児童発達支援、保育所等訪問支援のサービスについて、利用者のニーズが高まっており、民間事業所を利用するケースが増えています。

これらのサービスについて、従来の公設事業所(発達支援センター)だけでなく、民間事業所の利用についても、利用者負担分を支援します。

また、障害児通所支援を利用するため外出することが困難な場合等に、自宅を訪問して児童発達支援を行うサービスを始めます。

【主な内容】

- ・障害のある就学前の子どもが、民間事業所の実施する児童発達支援、保育所等訪問支援のサービスを利用する場合に利用者負担分を全額支援します。
- ・重度の障害がある子どもが、児童発達支援のサービスを受けるために外出することが困難な場合等に、発達支援センターの職員が自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作や知識の習得を支援します。

【スケジュール】

平成30年4月…事業実施

<事業の目的・効果>

障害のある子どもに対し、早期からの発達支援の充実を図ることで、保護者が安心して子育てができる環境を整えます。

| 経費の内訳 | |
|--------------|-----|
| 児童発達支援費補助金 | 876 |
| 保育所等訪問支援費補助金 | 77 |
| 居宅訪問型児童発達支援費 | 778 |



「安心」が得られるまちへ

(単位:千円)

| 事業名 | 湖南福祉圏域重症心身障害者生活介護施設整備費 | | | 区分 | 継続 |
|--------|------------------------|------|--------|----------------------------|------|
| 事業費 | 担当部局・所属 | | | 障害福祉課 | |
| | 財源内訳 | | | | |
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
| 61,244 | | | 19,000 | 繰 諸 19,000 22,803 | 441 |

〈事業の概要〉

重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態にある重症心身障害者の日中活動の場を確保するため、湖南福祉圏域の4市(草津市・守山市・栗東市・野洲市)で重症心身障害者通所施設(生活介護事業所)の整備を進めます。

平成29年度に事業者が決定したところであり、平成30年度は基本設計・実施設計について補助金を交付するとともに、上下水道の整備を行います。

【スケジュール】

平成30年度 基本設計・実施設計に対する補助金交付、上下水道整備工事

平成31年度 建築工事に対する補助金交付

平成32年4月 開所予定

〈事業の目的・効果〉

湖南福祉圏域で不足する重症心身障害者通所施設の整備を促進し、重症心身障害者が地域で安心して生活ができるよう取組を進めます。



湖南福祉圏域の重症心身障害者通所施設
(「たいよう」守山市石田町)

経費の内訳

| | |
|-------------------|--------|
| 設計費補助金(基本設計・実施設計) | 35,805 |
| 上下水道整備費(実施設計・工事) | 25,439 |

「安心」が得られるまちへ

(単位:千円)

| 事業名 | 特定相談支援体制強化費補助金 | | | 区分 | 新規 |
|-------|----------------|------|----|-------|-------|
| 事業費 | 担当部局・所属 | | | 健康福祉部 | |
| | 財源内訳 | | | | |
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 市債 | その他 | 一般財源 |
| 3,328 | | | | | 3,328 |

〈事業の概要〉

平成27年度より障害福祉サービスを利用する場合にはサービス等利用計画の作成が必須となりましたが、サービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所における相談員の不足が課題となっていることから、相談支援体制の強化を図るため、事業所を支援する補助制度を創設します。

【主な内容】

市内外の特定相談支援事業所がサービス等利用計画を新規作成した場合等に、国の報酬額に加えて、上乗せ補助を行います。(補助対象作成件数の下限有)

$$\text{補助額} = \text{基本額(国の報酬程度)} + \text{実績加算額(一定件数ごとに追加補助)}$$

【スケジュール】

平成30年4月 補助制度開始

〈事業の目的・効果〉

国では地域相談支援体制の強化を推進しており、本市においても補助制度の創設により、既存の特定相談支援事業所の強化や新たな事業所の設置促進を併せて行うことで、相談支援体制を強化します。

経費の内訳

特定相談支援体制強化費補助金

3,328

